

「総合的なTPP関連政策大綱」 (平成27年11月25日TPP総合対策本部決定) 関係部分抜粋

II TPP関連政策の目標

1 TPPの活用促進

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

- ICT、放送コンテンツ等のコンテンツの海外展開を図るほか、模倣品・海賊版対策や知財保護環境向上、協定国への情報発信等にも取り組む。

3 分野別施策展開

(3) 知的財産

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。また、TPPを契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を講ずる。

②著作権関係

- 著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。その際、権利の保護と利用とのバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないように、対象範囲を適切に限定する。
- 著作物等の利用円滑化のため、権利者不明等の場合の裁定制度の改善を速やかに行うとともに、社会的諸課題への対応、柔軟性の高い権利制限規定、円滑なライセンス体制の整備等に関する検討を進める。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

1 TPPの活用促進

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

- TPP域内での知的財産保護水準の向上への支援
(著作権等侵害防止のための普及啓発、海賊版対策(普及啓発、トレーニングセミナー等)の実施、我が国企業の模倣品対策支援等(中堅・中小企業向け普及啓発セミナーや在外公館・JETRO等と連携した相談体制等)の強化、知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための審査官派遣等の審査協力・研修などの実施)

3 分野別施策展開

(3) 知的財産

②著作権関係

- 著作権関係の制度整備
(著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備、配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備)